

令和8年第1回龍ヶ崎市議会臨時会議案

議案第1号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	… 1
議案第2号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	… 10
議案第3号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号）	… 別冊1
議案第4号 令和7年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	… 別冊1
議案第5号 令和7年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	… 別冊1
議案第6号 令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算（第3号）	… 別冊1
議案第7号 令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	… 別冊1
議案第8号 令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第6号）	… 別冊2
報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）	… 11

議案第1号

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市職員の給与に関する条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和8年1月22日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例(昭和32年龍ヶ崎市条例第134号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 省 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (2) (3) (4)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4 (5) 6</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 省 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 省 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (2) (3) (4)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4 (5) 6</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 省 略</p>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3
{
5 省略

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 <u>195,800</u>	円 <u>242,000</u>	円 <u>276,300</u>	円 <u>309,800</u>	円 <u>332,600</u>	円 <u>366,800</u>	円 <u>420,700</u>
	2	円 <u>196,900</u>	円 <u>243,300</u>	円 <u>277,300</u>	円 <u>311,300</u>	円 <u>334,400</u>	円 <u>368,500</u>	円 <u>422,600</u>
	3	円 <u>198,100</u>	円 <u>244,700</u>	円 <u>278,300</u>	円 <u>312,700</u>	円 <u>336,200</u>	円 <u>370,100</u>	円 <u>424,500</u>
	4	円 <u>199,200</u>	円 <u>246,100</u>	円 <u>279,300</u>	円 <u>314,100</u>	円 <u>337,900</u>	円 <u>371,700</u>	円 <u>426,300</u>
	5	円 <u>200,300</u>	円 <u>247,500</u>	円 <u>280,300</u>	円 <u>315,500</u>	円 <u>339,600</u>	円 <u>373,300</u>	円 <u>428,100</u>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3
{
5 省略

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 <u>183,500</u>	円 <u>230,000</u>	円 <u>265,300</u>	円 <u>298,800</u>	円 <u>321,300</u>	円 <u>355,200</u>	円 <u>408,300</u>
	2	円 <u>184,600</u>	円 <u>231,500</u>	円 <u>266,300</u>	円 <u>300,300</u>	円 <u>323,100</u>	円 <u>356,900</u>	円 <u>410,200</u>
	3	円 <u>185,800</u>	円 <u>233,000</u>	円 <u>267,300</u>	円 <u>301,800</u>	円 <u>324,900</u>	円 <u>358,500</u>	円 <u>412,100</u>
	4	円 <u>186,900</u>	円 <u>234,500</u>	円 <u>268,300</u>	円 <u>303,200</u>	円 <u>326,600</u>	円 <u>360,100</u>	円 <u>413,900</u>
	5	円 <u>188,000</u>	円 <u>236,000</u>	円 <u>269,300</u>	円 <u>304,600</u>	円 <u>328,300</u>	円 <u>361,700</u>	円 <u>415,700</u>

6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400

6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000

31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	

31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	

56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			

56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			

81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>		
82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>		
83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>		
84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>		
85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>		
86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>				
87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>				
88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>				
89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>				
90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>				
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>				
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>				
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>				
94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>				
95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>				
96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>				
97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>				
98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>				
99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>				
100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>				
101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>				
102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>				
103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>				
104		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>				
105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>				

81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>				
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>				
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>				
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>				
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>				
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>				
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>				
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>				
94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>				
95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>				
96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>				
97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>				
98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>				
99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>				
100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>				
101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>				
102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>				
103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>				
104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>				
105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>				

106		311,500	363,200						106		303,000	353,600					
107		311,800	363,500						107		303,300	353,900					
108		312,100	363,800						108		303,600	354,200					
109		312,300	364,200						109		303,800	354,700					
110		312,600							110		304,200						
111		313,000							111		304,600						
112		313,300							112		304,900						
113		313,500							113		305,100						
114		313,700							114		305,300						
115		314,000							115		305,600						
116		314,400							116		306,000						
117		314,600							117		306,200						
118		314,800							118		306,400						
119		315,100							119		306,700						
120		315,400							120		307,000						
121		315,700							121		307,400						
122		315,900							122		307,600						
123		316,200							123		307,900						
124		316,500							124		308,200						
125		316,800							125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額							
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

（龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条及び第9条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条及び第9条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	円 <u>405,000</u>	1	円 <u>392,000</u>
2	455,000	2	440,000
3	508,000	3	492,000
4	574,000	4	555,000
5	655,000	5	634,000
2	省 略	2	省 略
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)	
第9条	省 略	第9条	省 略
2	特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項、同条第5項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「以下この条において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」	2	特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項、同条第5項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「以下この条において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、同

と、同条第5項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

条第5項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第2の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和7年4月1日から、改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。
(給与の内払)
4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第2号

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年1月22日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第138号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の180</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が市規則で定める級以上であるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が市規則で定める級以上であるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年1月22日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第19号

和解に関することについて

令和7年9月19日午後2時25分頃、龍ヶ崎市長山5丁目7番地1の龍ヶ崎市立長山小学校の駐車場において、同校の職員が除草作業をしていたところ、使用していた刈払機によって小石が飛散し、当該駐車場に駐車中の龍ヶ崎市に在住の方が所有する普通乗用車を破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和7年12月22日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

損害賠償額 金48,631円